〈論文〉

「南進基地台湾」構想の変遷と井出季和太の業績

長谷部　茂

要旨　本稿は、二〇一八年三月『国際日本文化研究』創刊号に発表した研究ノート「井出季和太の南洋・華僑調査――南進基地台湾のインテリジェンス」を踏まえ、日本の領有以来、台湾を「南進基地」とする構想が、どのような方針のもとで実施され、またそれが、日本の南進政策の中でどのように変化していったのかを、日本の南洋調査研究の先駆であった台湾総督府官房調査課で長年、調査研究に携わった井出季和太の視点から解明し、併せて井出が南進基地台湾の建設を目指してどのようにその南支・南洋及び華僑研究を展開していったのかをたどるものである。

キーワード：井出季和太、台湾総督府、南進基地台湾、南洋研究、中国貿易、華僑、台湾籍民

一、はじめに

筆者は昨年『国際日本文化研究』創刊号に井出季和太研究の基礎的作業として、研究ノート「井出季和太の南洋・

華僑調査――南進基地台湾のインテリジェンス」を発表した。目的は、井出の南洋・華僑調査を日本の南進政策を映す鏡と見て、井出を通じて南進基地台湾が担ったインテリジェンスの実態に迫ることにあった。それは、井出の調査研究活動が、金子文夫の評したように「日本の南進政策の展開と密接に照応しつつ変遷を重ねた[1]」と、考えていたからである。

井出は、日本の南洋調査研究の先駆であった台湾総督府官房調査課に、ほぼ発足（一九一九年六月）当初から関わり、その調査研究に携わった。この時期に発表された井出の著作は、業務として行われた調査研究の成果（復命書や調査報告書等）とその延長と見られる[2]。それらが台湾総督府のインテリジェンスを反映していることは間違いない。しかし、井出は台湾を去って三年後の昭和十六（一九四一）年三月、「南進基地としての台湾の認識[3]」の中で「南方政策の一基石としての台湾の地位を無視した様な態度」を取る台湾当局を批判しており、拓殖大学の教職にあった戦時下の昭和十七（一九四二）年九月には「台湾の近況[4]」の中で、大東亜共栄圏を大言壮語し台湾を顧みない日本人一般に不満を示している。その心情は、日本の台湾統治と南進政策そのものが終焉した戦後、昭和二十五年の時点でも変わっていない[5]。

井出は、支那事変（一九三七年）以降、日本の南進政策の中で華僑問題が注目されるようになると、華僑に関する調査研究を矢継ぎ早に発表していった。それらが主に東亜経済調査局（一九三八年十二月事務嘱託就任）での研究成果であったところから、金子は井出の態度を「時局便乗型」と捉えた[6]。確かに井出が力を注いだ研究テーマは、時勢の必要に応じたものと認められ、それは時局に便乗して、日本の国策（南洋政策）に積極的にコミットしていたかのように見える。少なくとも彼の手になる詳細な統計調査や欧米、中国文献の翻訳が、基礎データとして当局に利用されたことは確かであろう。しかし井出の著作群から見る限り、その研究態度は、むしろ長期的な観点に立って、法律

制度や歴史的背景の理解を第一に考えている。学究的とも称せるこの志向は、彼の調査研究業務に沿って広がっていき、博士論文となった「支那内国関税制度」や華僑問題に関する膨大な著作に結実することになるのだが、それらは、当時の日本の国策に対して即効性を持つものでも、それを期待していたもののようにも思えない。

余人には見いだせない井出の「南進基地台湾」に対する強いこだわりと、時勢に応じながら即効性を求めようとしない井出の態度から、筆者は、井出の念頭にある「南進基地台湾」の「南進」と大正期以降盛んに論じられた「南進」との間に本質的な相違があるのではないかと考えるに至った。それは端的に言えば、台湾領有初期に構想、実施された台湾総督府の南進政策と、その後、日本の国策となった南進政策の相違であり、台湾発と日本（内地）発の南進政策の相違と言い換えてもよい。

このような視点からあらためて井出の著作群を眺めると、受け身と見られ、時局に即応しない彼の調査研究が、多少の逸脱があるにしても、基本的に彼の思い定めた「南進基地台湾」の実現を指向していたことが見て取れる。本稿であらためて南進基地台湾の意味を問い、またそれを踏まえて井出の「業績」を再検討する所以である。

二、南進基地台湾構想

「南進基地としての台湾」という構想自体は、日清戦争の戦時中、すでに議論の俎上にあったが[7]、それを具体的な方針として打ち出したのは、第二代台湾総督桂太郎（在任一八九六年六月～同年十月）である。桂の「台湾統治ニ関スル意見書」を次に摘録する。

……戦勝の結果として台湾の我帝国版図に帰するや、其施設経営すべきもの許多ありと雖も、之を要するに内にして殖産興業以て富源を開発し、外にしては台、澎の地勢に拠て国勢伸張の他あらざるなり。熟（つらつ）ら思ふに台湾の施設経営は、単に台湾の境域に止らず、更に大に対外進取の確策なかるべからず。抑も台湾の澎湖列島を挟みて南清の沿岸と相対し、而かも厦門の要港に交通し、以て南清一帯の地と関係を保ち、南は南洋諸島に連りて、遠く南海を制するの形勢は、恰も日本海に於て九州の対馬を介し、朝鮮半島と対峙し、釜山港と交通密接し、以て半島を控制するの形勢に坊彿たり。……即ち南清福建一帯の地は、以て我有に帰せんとする是なり。此の気勢を扶植養成せんと欲せば、即ち厦門に密接の交通を開始し、福建一帯の地に潜勢を保つべし。……台湾の地利に依て南清に我勢力を扶植養成せんとするは、敢て難事にあらざるのみならず、地勢上然らしむる所にして、恰も我九州の上海と頻繁交通する状と一般なり。南清の各港就中厦門の如きは、近く澎湖の列島を隔て台湾と相向ひ、巨船大舶にあらずと雖も、猶能く僅々数時問の航海を以て達し、従来彼此交通の要衝に当り、台湾の貨物は一たび厦門に集収し、而して四方に輸出するの現状を呈せり。故に厦門は自今我風教貨物流入の新門口として、我政事上貿易上最も枢要の区たり。之に依て以て福建一帯の地に我潜勢力を扶植養成し、他日有事の機に備ふ、誠に無理の業にあらず。……台湾の地勢は独り南清に対するのみならず、更に南方諸島に羽翼を伸張する適宜の地位を占む。(8)

これは、日本の台湾統治の方針を初めて明確に述べたものとして、南進基地台湾を論ずる際に必ず引用される重要な文献であるが、注目すべきは、桂がその初期のプロセスとして「南清福建一帯の地は、以て我有に帰せんとする是なり」（引用文中の傍線は筆者）、つまり対岸の福建省を完全に日本の勢力圏とすることが、台湾の統治及び台湾を南

進基地とした南進政策に不可欠な要素だと考えていたことである。[9] しかもそれは「難事」でなく、むしろ「地勢上然らしむる所」として当然の勢いだと考えていたのである。

「潜勢」というからには、軍事力ではない。桂は、中国の貨物の集散地である開港地厦門に注目した。人、物、金の流通、つまり人的交流、貿易と金融によって厦門を管理下に置き、そこを南支、南洋への足掛かりとする考えである。井出はこの意見書を「南支南洋に最も関心を置」いたものだと高く評価しているが、後述するとおり、この意見書は、井出の中国関税制度から南支・南洋及び華僑に至る調査研究の出発点であると言ってよいだろう。

下って児玉源太郎第四代総督（在任一八九八年二月～一九〇六年四月）は明治三十九（一九〇六）年の庁長会議において、その南進政策を次のように披歴した。以下は、井出が児玉の「抱負経綸」として紹介した一節である。

兒（児）玉総督は同三十九年の庁長会議において、南進政策について抱負経綸を述べ、（一）南進政策は善隣のよしみに努め、国際上の事端を生ずるを避け対岸清国ならびに南洋の通商上に優勢を占め、（二）台湾統治の効を収めるには島内の鎮圧と民心収攬のみをもつて主眼とせず、対岸福建省殊に厦門の民心に注意し、その帰向を察し、反射的に島民の安堵を図り、統治の目的を達する方針を採るべきことを力説している。[10]

いわゆる南進論又は南進政策における台湾の位置づけは、南進のための「南門の関鍵」「第一著の足溜り」[11]、「ステップストオン」（台湾総統府民政長官下村宏一九一五年意見書）、「図南の飛石」（矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』）から、やがて戦争の意味合いを持つ「南方に於ける前進基地」（一九四一年六月「南方政策ニ於ケル台湾ノ地位ニ関スル件」）と称されるに至るが、これらはあくまで日本（内地）から見た台湾の南進政策であって、桂と児玉の南進政策は、あ

くまで台湾（外地）を中心に置いている。

前掲の桂―児玉の言説から、「南進」の意味が、後年（大正・昭和前期）一般に理解されるものとは異なることが分かる。第一に、台湾総督府の考えていた「南進」は単純に方位的な「南」に進むことではなかった。桂―児玉の南進政策（以下「桂―児玉方針」又は「台湾南進論」と称する）における最重要地域は、「南」ではなく「西」の対岸福建省であった。ことに福建省の開港場・厦門への注視は、桂と児玉に共有されている。方位的に「南」に位置する福建省以外の南支（福建省のほかに広東省と広西省を含む）[12]や南洋も視野に入っているが、台湾総督府の当面の「南進工作」は、あくまで福建省が主体であった。第二に、「南進」の「進」の意味は、領土的なものではなく、影響力（潜勢）の拡大にあり、しかもそれはあくまで「通商上の優位」と「民心の収攬」にあると考えていたことである。

単純に図式化すれば、（1）厦門を主とする福建省との通商を拡大し（そのためには台湾の資源を活用して輸出産業を振興する必要がある）、そこから（2）中国（当時清国）全土に通商の輪を広げて通商上の優位を占める。同様に南洋との通商を展開してその主導権を握る。

ことに厦門を中心とする対岸福建省については、通商を盛んにすると同時に、日本の影響力扶植を重視した。「厦門の民心に注意」するのは、同地（閩南地方）が、台湾漢族系住民の故郷であり、台湾と人情風俗言語を同じくし、その人心の動向は直に台湾に影響すると考えられていたからである。それは逆に台湾の民心が落ち着き、台湾が平和と繁栄を実現すれば、日本の影響力が強まることを意味する。これは、ルーツを同じくする東南アジアの華僑についても言えることである。

もとより対岸福建省は、中国（清国）に武力を背景とした勢力の扶植を進めていた西洋列強に対する防波堤としての役割が期待された。この点については本国（内地）と台湾の立場は一致する。

三、井出の「南進基地台湾」論

井出は後年、台湾総督府の「南進工作」を次のように総括している。彼が台湾総督府の施政のなかで何を「南進基地台湾」の成果と見ていたかが分かる。井出の戦後の著『講和会議と台湾の帰趨』（雨田居、昭和二十五年十一月）の記述から箇条書きにして示す。

（1）貿易関係

明治三十四（一九〇一）年に南清貿易費の予算計上開始。一時中断後、明治三十八年に復活。明治四十四年から上海、香港に南清貿易拡張事務嘱託駐在。大正元（一九一二）年に仏印トンキンに同嘱託派遣。同年、南清貿易費を南洋貿易拡張費と改称して予算計上開始

（2）交通関係

明治三十七（一九〇四）年、南支—台湾間に独自の航路開設（英籍汽船を駆逐した）。大正十四（一九二五）年、南洋航路開設

（3）金融事業

明治三十三（一九〇〇）年、台湾銀行厦門支店開設。現地政権に借款を供与。大正八（一九一九）年華南銀行、南洋倉庫開設。昭和十四（一九三九）年に着手された南支（広東、汕頭、海南島、香港等）における水電、鉱山、農林、畜産、航路等の開発に資金を提供

（4） 南支教育事業

明治三十五（一九〇二）年、厦門、福州に台湾人子弟向けの小学校に準ずる学校設置

（5） 領事館会議

大正八（一九一九）年、福建・広東駐在日本領事が台湾総督府事務官を兼務。南支領事館会議開催（内田総督時代）、総督府評議会に南支南洋との経済的提携を提案（中川総督時代）

（6） 技師派遣・調査

大正八（一九一九）年、雲南、ベトナム・ハノイでフランス勢力の調査、海南島調査開始

（7） 台湾拓殖会社設置

昭和十（一九三五）年、熱帯産業調査会の決議により発足。海南島、仏印への業務進出開始

上記（1）~（3）は、対岸福建省を手始めとする対中国貿易の主導権を握るための工作であり、（4）は、対岸福建省の人心に注意し、影響力を扶植するための工作、（5）は南支を拠点化して南洋進出への足掛かりとするための工作、（6）と（7）は、台湾の資源開発・輸出振興を踏まえた南洋進出への準備作業である。いずれも桂―児玉方針のライン上にある。この中で井出が自身関わった工作は、熱帯産業調査会である。発足当時すでに総督府を退官していた井出は、同会の幹事として台湾に留まった。台湾拓殖会社の台湾を拠点とする仏印、タイ、英領マレーシア、ボルネオ、フィリピン、蘭領インドネシアにおける資源開発、栽培事業、鉄鋼事業、ゴム栽培等に対する資金協力、買入、輸入業務等によって日本が南洋貿易の主導権をにぎる可能性に期待していた。

日本（内地）からは南進基地台湾の真骨頂のように見なされた台湾総督府官房調査課（一九一九年発足、一九三五年に外事課、一九三八年に外事部となる）の「調査研究」は、井出自身がもっとも深く関わった業務であったにも関

わらず、ここには挙げられていない。

「南進基地台湾」の工作としてもう一つ、井出が重視していたものに人的資源としての台湾人の活用がある。井出がここに挙げなかったのは、ほとんど実績がないものと、彼自身判断したからであろう[13]。

桂―児玉方針は、台湾と南支の地理的関係（台湾は、南支に相対し、南洋に連なる日本の南進のために絶好のロケーションを持つ）と歴史的関係を踏まえた方針である。歴史的関係から言えば、第一に挙げられるべきは南支と台湾を往来、移民した人の流れであるが、桂―児玉方針には、その当事者ともいえる台湾人の役割が言及されていない。

台湾の住民は、ほとんど南支（大多数は福建省）からの移民の子孫である。両岸の人的物的往来は、彼らの生活の基盤でもあった。福建省の民心の動向に注意するのは、両地の人民が商業上の関係ばかりでなく、社会的にも連動していたからである。上掲（4）の南支教育事業は、台湾民心の動揺を抑えるための、どちらかといえば消極的な措置であるが、井出は、南支と人情風俗言語を共有する点を「南進基地台湾」の優位点と捉えて、福建省ばかりでなく、南支全般と南洋――南洋華僑はほとんど南支からの移民である――における台湾人の活用を考え、それは取りも直さず、桂―児玉方針の延長にあるものと理解していた。児玉総督時代までは、島内にまだ抗日勢力が残存しており、いまだ敵味方の区別もつかない状況で、台湾人を南進の人的資源と考える余裕はなかったから、言及していないのは当然であるが、井出がこのように理解したのは、桂総督の持っていた日・台共存の考えと、児玉総督時代に後藤民政長官が実施した旧慣重視の方針から類推したものであろう。

次に引用するのは、井出が桂の施政方針（明治二十九年七月）を紹介した一文である。これは、前述の「台湾統治ニ関スル意見書」に掲げた南進基地台湾の構想、台湾の富源開発と並び桂の統治方針の三本柱というべき、台湾の内政について述べたものであるが、のちに後藤新平民政長官が児玉総督の下で実施した旧慣重視政策の濫觴であるとと

もに、人情風俗言語の相互理解を強調し、台湾人材の育成と日台両民族のそれぞれの長所を生かした協力関係の構築を目指した点で注目される。

内地法は漸次之を台湾に普及するに勉むべきも、人情風俗言語を異にするが故に、彼此の区別を撤し、同一に之を律するは彼此衝突を免がれざるのみならず、人民をして生命財産の安固を保たしむる目的を達する能はざるべし、故に地方行政の進行と共に、各地に人情風俗言語の異同を調査し、法律規則の之に適応せざるものに就いては、勅令又は律令を以て除外例を規定し、両々相俟つて法律規則の目的を達すべし。土人の教育は一日も軽忽に付すべからす、而して之を施行するに方りて邦語を学ばしめ、……之と同時に知識を開発するの手段を行ふべし。

地方行政の目的を達するは、人情風俗言語に通ぜざるべからす、故に土人に邦語を学ばしむると同時に、吏員も亦事情の許す限りに於て台湾語を研究するを勉むべし(14)。

この施政方針から、桂が台湾人をあくまで「異民族」と捉えていたこと、そしていわゆる同化の実現は同じ法律の適用にあって、人情風俗言語の同化とは考えていなかったことが分かる。だからこそ台湾人の人情風俗言語には手を付けず、日本人には台湾語を学ぶよう勧めたのである。「日台一如」は百年単位のことだと知っていたのであろう。

井出が、南進基地台湾の方針に引き寄せて南進基地台湾の人的資源の活用、つまり台湾人による人情風俗言語を同じくする対岸福建及び南洋華僑地域への勢力扶植を、桂—児玉方針の延長として理解したのは頷ける。桂—児玉方針はあくまで台湾の持つ所与の条件を活かそうとするものであり、日本の統治下で台湾人の人情風俗言語の存続を認め

るということは、台湾人と対岸福建及び南洋華僑地域との交流（主に通商上）を日本人の管理の下で存続、発展させることを意味するからである。井出はただ一歩進めて、台湾人に技術を習得させ、彼らを、人情風俗言語を同じくする南支・南洋に派遣し、南進の足掛かりにしようと期待しただけである。このような期待は、井出一人のものではなく、台湾に土着化していた多くの在台日本人に共有されていた。つまり領有後四半世紀を経た台湾には、このような台湾人材がすでに育ってきていると認識していたのである。

しかし、日本の植民地としてぜひとも「内台一視同仁」の統一局面を現出させたい桂―児玉より以降の台湾総督府当局にとって、台湾人と南支の共通性を強調することは、統治の基本を揺るがすものと考えられた。南進基地との兼ね合いからすれば、痛しかゆしの状況にあったと言える。最終的には半ば強制的な皇民化（人情風俗言語を含めた日本人化）によって、台湾人は、桂―児玉方針にほとんど貢献することはなかった。

井出は次善の策として「台湾籍民」に注目した。「台湾籍民」とは、井出の定義によれば「純支那人でありながら日本の国籍を取得した者」である。前述のとおり台湾人はほとんどが対岸福建省（一部は広東省）からの移民であり、両岸をはさんで親族や商人、労働者の往来は頻繁であった。その事情は日本統治下でも変わらない。中国（清国のち中華民国）の国籍を持ちながら台湾に居住する者もいれば、逆に台湾の国籍（つまり日本国籍）を持ちながら、中国に居住する者も少なくなかった。

井出によれば、「台湾は……由来南支南洋とは地理的、歴史的、民族的、文化的並に経済的に特殊の関係を有し、就中民族的に見て台湾籍民は福建及び広東両省出身の南洋華僑と同一種であり、その数に於て陸地面積百二、三十倍大の南洋各地華僑総人口に近いことは将来南方問題解決上閑却することの出来ない現象である」として、この問題を重視した。台湾籍民が最も多い厦門では、昭和十二（一九三七）年当時、届け出のあるものが一〇、二一七人。無届のも

のを合わせると一五、〇〇〇人を超えた。多くは経済上の便宜（つまり中国における免税の享受や往来の便）から籍民となったもので、富裕層も多かった。井出は次のように解説する。

彼等（台湾籍民。筆者注）の中には金銭を利用して勢力家に運動し、或は台湾の土地を購入するなど種々工夫をして入籍したものがあるが、領事館に於ても政策的見地よりこれを援助した跡があるものの如くである。この種の籍民は相当の資産を有し、政治的も経済的も有力な階級であり、その帝国の国籍を有することは一般周知の事実であるが、而かも恰も支那人であるが如く支那人社会に介在し、各公私の職業に従事し、支那人同様に土地の所有権を有するものが少くなく（他の外国人ならば永代借地権を有する）二重国籍利益を享受してゐるものである。[15]

井出は「我が当局としては、須らく土地其他の籍民の既得権を擁護し、彼等を指導すると共に、進んでは何等かの経済上の施設をなすべきである」[16]と考えた。桂と児玉がともに重視した対岸福建省の人心収攬である。井出は、「これには我が国の対支外交と台湾統治策の巧拙がかかわっている」[17]とさえ述べている。満州事変以降広まっていた反日運動に対して、中国大陸に居住する彼らが日本の立場を説明、説得するような役割を期待したものである。しかし、台湾総督府当局は逆に台湾人がその民族のルーツゆえに反日運動に呼応することを恐れた。その猜疑心は、皇民化を加速する負の動機になってしまった。

以上述べたように、井出の理解した「南進」は、台湾の資源開発と人材養成を踏まえた台湾から対岸福建省、その他南支各省、中国全域、そして南洋に及ぶ日本の通商圏の拡大とその主導権の獲得にあった。井出は、それを桂―児玉

方針そのものと受け取っている。井出は、明治期の「南進」（即ち桂─児玉方針）とその後（大正・昭和前期）の「南進」を似て非なるものだと考えていた。井出によれば、台湾総督府は初期において実際そのような方針で進み、「（台湾は）実質上は人的物的に南進の機会と能力を増進した」[18]のである。

この桂─児玉方針は、皮肉なことに、井出が台湾に赴任した大正期を一転機として変容し、日本の南進政策に取って代わられる。日本をめぐる国際情勢の変化とそれに応じた日本の変化がそれを促した。桂─児玉方針は過去のものとして切り捨てられたのである。

四、「南進基地台湾」の変容と井出季和太

桂─児玉方針に対する井出の思い入れとは裏腹に、本国（内地）において台湾が南進基地として最も評価されたのは、井出が深く関わった大正期以降の「調査研究」事業であった。

後藤乾一は「日本による台湾統治の開始後、『あるべきもの』としての南進が『存在するもの』へと急旋回するのは第一次世界大戦期のことであった」[19]と述べたが、井出に言わせれば、桂─児玉方針としての南進は台湾においてすでに「存在するもの」であったし、南支において相当の業績を挙げつつあった。当時の井出は自覚していなかったかも知れないが、桂─児玉方針とは別誂えの政府総がかりの内地発南進論が台湾を巻き込んで来たのである。とはいえ桂─児玉方針の目的 ── 南支・南洋との通商を展開してその主導権を握る ── は、共有されており、日本の対外拡張の勢いから、大局的に見てその実現は早まるはずであった。

しかし、日本の南進論と南進政策は、台湾を中心に構想された台湾南進政策とは、本質的に違っていた。そもそも

日本において南進論は「長い期間にわたって常時コンスタントにだれかが唱えていたわけではな[20]」く、ことに昭和期のそれは、「明治以来の南方関与の蓄積をほとんど考慮に入れない形で発想された[21]」ものであった。それが俄かに大正期に入って喧伝されるようになったのは、主に第一次大戦の結果として旧独領南洋諸島が日本の委任統治領となるという、いわば偶然の出来事からである。南支から始めて漸次南洋――華僑の居住地域――に及ぶ桂―児玉方針のようなプロセスも、歴史的な交流の蓄積も欠いていた。南洋における民間交流、通商はほとんど行われておらず、日本人の知識も乏しかった。

そこで、明確な方針を打ち立てるため経常的な調査、宣伝機関が必要となり、南洋協会が大正四（一九一五）年一月に発足する。協会設立当初のメンバーには、台湾総督府民政長官（当時）の内田嘉吉や、のち総督となる田健治郎がいる。それに続いて大正八（一九一九）年六月に発足した台湾総督府官房調査課も、この流れの中にあったと言える。両者は、戦前期の日本を代表する南方調査機関となるが、「（南洋）協会の財源は主として台湾総督府の支援によるもの」であり[22]、この時点では、まだ南進基地としての台湾が、南進をリードしていくものと見られていたのである。

矢野暢は「台湾の存在抜きにしては、日本の『南進』政策は考えられなかったといってもいいだろう[23]」と述べ、また原覚天は「台湾を基地とする発想から大正期における日本の南進が始まったと見てよいであろう[24]」と述べている。ただ、これ以降の台湾は、南洋調査研究の「拠点」に様変わりしていった。当事者の台湾総督府にとっても、桂―児玉の南進政策は、過去のものになっていたようである。

対岸福建省をはじめとする南支での「工作」は、満洲事変以降の反日気運という環境の変化もあり、頓挫してしまった。別の側面から言えば、満洲事変及びその後の支那事変によって、主に軍事力によって南支ばかりか、中国全土、南洋を勢力圏に置きつつあった日本は、通商や人心収攬によって影響力を扶植し、主導権を得るというような「悠長」

な手段を取る必要がなくなったのである。

昭和十（一九三五）年前後、政府の各機関と軍部は、それぞれの思惑から南進論に蝟集する。共通の基盤は、満州事変を起因とする国際連盟からの脱退による日本の孤立であった。海軍は、海軍軍縮条約への不満と相俟って既成国際秩序の打破を唱え、石油の対米依存からの脱却を目指し、蘭印の資源に活路を見出そうとしていた。

このような形勢の中で、昭和十（一九三五）年五月十四日「南支南洋地方ト密接ナル関係ヲ保持シ其ノ貿易ノ進展ヲ図リ相互慶福ノ増進」を目的として、「南方各地に事業拠点をもち国内でも大きな影響力をもつ南進論者をも招いて」[25]熱帯産業調査会が、台湾総督府に設置された。しかし、後藤が「その後の南進政策の主導権をめぐり、総督府と中央政府とくに外務省との間の軋轢がより一層明白になってきた」[26]と指摘しているように、同会の設置によって台湾総督府の役割はかえって相対化され、「南進」の主導権は台湾総督府から離れて本国（内地）に移っていくのである。前述のとおり井出は同会幹事として参画し、同会の決定により発足した台湾拓殖会社の事業を、南進基地台湾のための「南進工作」として評価している。彼の考える南進基地台湾の展開として歓迎したものと思われる。

昭和十一（一九三六）年八月四日、五相会議の「国策ノ基準」[27]及び同日の四相会議で打ち出された「帝国外交方針」は、日本の南進、南方関与を国策として決定した。それらは昭和十五年以降の「大東亜共栄圏」構想として具体化することになる。ちなみに「帝国外交方針」では、南洋を「世界通商上ノ要衝ニ当ルト共ニ帝国ノ産業及国防上必要欠クヘカラサル地域」と位置づけている。[28]

前掲五相会議の決定によって海軍は、陸軍の北進とともに南進を「国策ノ基準」に盛り込むことに成功したが、一方の陸軍もやや遅れて、日中戦争の泥沼化、第二次世界大戦の勃発と盟邦ドイツの快進撃を背景に南進に関与しはじめる。[29]

後藤は、昭和十二（一九三七年）頃から「南進の拠点としての台湾を改めて前面に押し出す視点が強まってくる[30]」と分析する。「南進基地」を任じていた台湾総督府も否応なく、政府・軍部の「南進競争」の余波を受けて変質してきたのである。

このように、台湾を「拠点」とする日本の南方関与、南進政策は、端的に言えば「船頭多くして船山に上る」を地で行ったような展開となった。台湾総督府も本国の政府各機関、軍部も、それぞれの優位性を強調し、権益を伸ばそうとする内部的な要因を抱えながら、実質的にはほとんど没交渉に近かった南洋を目指したところに、本質的な問題があったと言える。

井出は昭和十六（一九四一）年、前掲「南進基地としての台湾の認識」の中で、「時局下の台湾が我が南方共栄圏の一環として重要の使命を帯びるに至ったにも拘らず台湾統治の価値を疑ひ、産業経済の将来に就いて悲観的意見を抱持するやうなものがあるので、茲に台湾の治績と我が南進の基地としての地位に付一言せんとするものである」と、めずらしく強い口調で、南進基地としての台湾の重要性を訴えている。また「台湾当局の中には台湾総督は官制上台湾を統治する建前として台湾を内地の普通行政区域と同視し、南方政策の一基石としての台湾の地位を無視した様な態度を持して我が南進工作を阻止したことがあった」とも述べている[31]。すでに約半世紀を経た台湾の治績、その経済的価値に対する悲観論や台湾の地位をことさらに低めるような議論が日本国内に流行していることは、井出には我慢できなかったのである。

後藤は、昭和十七（一九四二）年以降の南進基地としての台湾を次のように解説している。

開戦後の一九四二年九月、大東亜省の設置とそれに伴う拓務省の廃止によって、台湾総督府の主務官庁は、拓務

省から内務省に移された。このことは一面では総督府の権限強化をもたらしたが、他方、ある意味で台湾が「内地化」されたことを意味した。その結果台湾の日本人関係者の一部には、南方の拠点＝台湾が「南方圏の外」に置かれ、「南方工作よりオミット」される可能性が生じたことを危惧する声もあった(32)。台湾は、南進の基地どころか拠点としての地位さえも失うのである。

五、井出の南支・南洋、華僑研究

前述のように、井出がこだわった桂─児玉方針下の南進が、本国の大局的な動きから台湾総督府においてさえ過去のものになりつつあった大正・昭和前期の総督府にあって、行政官でもなく、調査研究の専従官吏に過ぎなかった井出の為すべきことは限られていた。それが即ち彼が残した南支・南洋、華僑に関する膨大かつ広範な研究であったとまでは言えない ―― 井出の調査研究はほとんど当時の台湾総督府の業務として進められた ―― にしても、井出が常に桂─児玉方針、台湾南進論を念頭に置いていたことは確かである。以下に述べる井出の「業績」からも、それは検証できる。

1、中国関税制度の研究

井出の中国関税制度研究について述べる前に、井出に直接関わることではないが、彼が台湾赴任早々に勤務した台湾の税関におけるエピソードを一つ紹介したい(33)。

台湾の税関員は『台関』（一九〇六年五月三日創刊）という税関員同士の親睦をはかるための雑誌を発行していたが、その創刊に当たって、当時、両関（淡水と安平税関）税関長であった宮尾舜治は、「税関特得の材料及観察に基きて本島の貿易並に産業の進歩、及本島と相互の影響を有する南清各省並に南洋諸島の貿易に関する消息」の寄稿を促している。趣味の雑誌に堕することを恐れたようだ。宮尾のこの要望は、まさに桂―児玉方針の具体化に向けての最重要課題の調査である。明治三十三（一九〇〇）年から児玉総督と後藤新平民政長官のもとで長く総督府に勤めていた宮尾は、桂―児玉方針をよく理解していたものと思われる。結局この種の「真面目な」寄稿文はなかったようだが、十年後の大正五（一九一六）年に税関事務官となった井出は、期せずして宮尾の後継者となった。税関事務官としての仕事の傍ら調査研究に励み、結局それが彼の専門になっていく。

井出のライフワークとなる――のちに博士号を取得する――「支那内国関税制度」の研究は、大正四（一九一五）年八月、台湾総督府に赴任してのち官房調査課に移る大正十二（一九二三）年まで、ほぼ八年間にわたる税関勤務の時からおそらくずっと温めていたテーマであった。完成するのは約二〇年後の昭和九（一九三四）年十一月（博士号取得は一九四〇年十一月）であった。

これは、井出が官房調査課の業務として行った調査をもとに、膨大な中国の経典、史書を引用して書かれたものである。歴史背景だけでも気の遠くなる詳しさである。日本の当局者でこの著書を通読できた者はおそらく皆無であろう。何より中国関税制度の理解が実際の役に立つのは、両国が「長期的」な「通常」の通商関係にあることが前提である。前述のとおり児玉総督の南進政策は、「善隣のよしみに努め、国際上の事端を生ずるを避け対岸清国ならびに南洋の通商上に優勢を占め」ることにあった。この間の日中関係が、法律制度ではなく、戦争を含む政治によって変化する、いわば「短期的」な「非常」事態の連続であったことを井出は百も承知のはずであるが、彼の理解する南進政

策は桂―児玉方針以外になかった。

『支那内国関税制度』は三部構成になっている。おおよそ第一部が中国における内国関税の歴史（古代から清朝）、第二部が民国（一九一二年～）初期及びその前後の内国関税の実態、第三部は全編「厘金」の実態を各地域別に解明したものである。着想は、税関事務官時代のことであろうが、調査の着手は「海外に於ける制度及び経済調査」の事務嘱託となった大正十二（一九二三）年以降、本格的な調査は台湾総督府在外研究員となった大正十五年一月から一年間の中国滞在時であろう。その滞在中に北京で開催された支那関税特別会議への参加が刺激になったものと推測される。「支那内国関税制度」の調査研究成果は、昭和九（一九三四）年十一月に博士論文として提出される前に、昭和四（一九二九）年二月から昭和九（一九三四）年三月にかけて断続的に台湾総督官房調査課の『南支那及南洋調査』（第一五八輯、第一七六輯、二〇八輯、二一五輯として）に発表されている。日華関税協定が締結されたのは昭和五（一九三〇）年五月。中国におけるその前後の関税自主権回復に向けた動きと回復後の実施状況の理解は、総督府官房調査課の最重要テーマの一つであったことが分かる。

井出は、その「支那関税制度の由来」（台湾総督府官房調査課、昭和九年三月）の中で次のように述べている。

民国に至っては、帝政を廃止した形式的政治革命を遂げたが、財政上面目を改むることが出来なかったばかりでなく、各省軍閥の跋扈よりして国家は益々不統一を来した。民国元（一九一二。筆者注）年及二年は財政破壊期に入り、同三年及四年の一時借款を以て政権を集中した財政政理期を経過したが、反動的に五年以降は財政の紊乱期に至り、南北抗争動乱を持続し、殊に八年以降は予算の編成もなく、財政は全然中枢機関を喪失し、群雄割拠の戦国時代を現出し濫誅苛斂至らざるはなく、真に社会あって国家なきの情態となり、遂に這次国民政府の

成立に及び経済財政の関係に於ても、近世国家としての改革運動を開始することとなり、自ら関税自主権の確立に伴ひ、内国関税整理を解決する大難題に直面するに至ったのである。(34)

井出に課せられた任務は、つまり内国関税をめぐる中国の「実態」調査であったが、井出はその任務を易々と片付けて、内国関税制度の歴史的背景、というにはあまりに詳細な歴史文献の精査に深入りしていったのである。それは、国民政府が税制を立て直し、日中の通商が正常化するのを前提としたものである。

第三部の厘金研究は、前人未踏の詳細な研究である。「厘金」とは、いわば制度外の地方税である。商業税、通行税、物品税等の名目で徴収された。太平天国の乱の鎮圧に要する軍費をまかなうために徴収されたのが最初だと言われているが、南京条約以降、関税自主権を失っていた清朝、中華民国も、重要な財源として徴収を続けていた。外国商人からは貿易障碍と見なされた。厘金とは1パーセントの税率の意味だが、普通はそれにとどまらなかった。

井出は、中国各地の厘金徴収の由来から細かい税目にいたるまで、実に全国二一省について調査している。目的は明白である。中国税制の把握において中国に進出していた西欧列強を出し抜き、また中国との交渉を有利に進め、日本が通商上の優位に立つことである。だが日中関係はこの論文が完成した時すでに戦争前夜にあり、井出が博士号を取得したのは戦争中であった。おそらく日本の国策に活かされることも、当局の関心を引くこともなかったであろう。今となっては、税制から見た中国通史、又は中国地方史として貴重な資料を提供する学術的価値を持つだけである。

2、台湾総督府官房調査課

井出が「海外に於ける制度及び経済調査事務嘱託」として台湾総督府調査課勤務となるのは大正十二(一九二三)年

のことであるが、高雄の税関支署長であった井出は、大正十（一九二一）年二月に南支出張を命じられ一か月現地に滞在した。その復命書が、のち台湾総督官房調査課の「南支那及南洋調査」第六四輯『南支那重要港の港勢』及び第六三輯『香港の港勢と貿易』として刊行されたのを見れば、井出は発足以来、台湾総督官房調査課の業務に関わっていたと言える。この台湾総督府官房調査課こそ、台湾総督府が大正期以降、日本の南洋研究を牽引した原動力であった。

矢野は、台湾総督府官房調査課について「大正時代から昭和十年代にかけて出ている一連の調査報告書は、当時の日本が公的に利用することのできた、南洋についてのほとんど唯一の情報源であったといっても言いすぎではない」[35]と述べている。原は、台湾の調査研究の初期の特性について「調査の方法と重点のおき方には台湾特有のものがあった。それは臨時土地調査局（一八九八～一九〇五年）の時代、臨時台湾旧慣調査会（一九〇二～一九年）の時代を通じての伝統を汲むものである。方法としては主として文献による南方諸地域の土地法をはじめ行政制度等に重点をおく概貌把握であった」とし、それが、児玉総督（後藤民政長官）時代の政策を受け継いだものだと理解している。

その調査業務に変化が現れたのは昭和十（一九三五）年前後のことである。原は「研究調査は内容的に大きく凋落している」[36]と指摘し、南進政策が日本の国策となった昭和十一（一九三六）年以降は、「調査員は内地の研究機関、たとえば満鉄・東亜経済調査局へ転職したもの、南方占領地へ動員されたものなどがあり、はやくも台湾の調査能力は急速に低下しつつあったのである」[37]と述べている。「南進国策の進展を背景に、調査により一層官製色が強まった」とも評される。前述の「南進基地台湾」の変容に伴うものである。調査業務は、台湾総督府を飛び越えて本国の要請に応える単調なものになったようである。ちなみに「満鉄・東亜経済調査局へ転職したもの」とはまさに井出のことを指す。

さて、井出が約一五年間、調査研究業務に関わった総督府官房調査課とはどのような職場だったのだろうか。原の『現代アジア研究成立史論』に次のような記述がある。

この課の南洋関係調査員は昭和の初め頃には事務員、タイピストを含めて一〇数名であった。調査課には毎日約五〇種類におよぶ米，英，仏，独，蘭等の本国の新聞，および現地の新聞，雑誌を購読しており、その整理分類とそれによる問題解析が重要な作業をなしていた。調査員は、担当地域の政治、経済、外交、貿易、産業、住民などひろい範囲にわたる調査研究が課されていたが、それぞれの地区についての調査にはその宗主国のヨーロッパ語を最小限マスターする必要があり，蘭領インドの調査研究にはオランダ語を、仏領インドシナ研究にはフランス語を、しかもそれぞれの学問的な知識が要求された。したがって人材を求めることが大変な苦労だったといわれる。[38]

ここには「南洋関係」の記述しかないが、井出も同様に、担当地域（中国）について、「現地の新聞、雑誌」を精査し、「ひろい範囲にわたる調査研究」を日常の業務としていたのであろう。彼の著述における広範な外国語文献の引用や調査対象の広さは、故なしとしない。

調査課の課員は、語学人材が主体であった。高等官で行政経験もあった井出の存在は異質である。学歴職歴や調査研究の実績から見て、おそらく指導的立場にあったか、少なくともそのように期待されていたと考えられる。かなりの自由裁量をまかされた地位にあったことは確かである。

井出が調査課在任中に行った調査研究の成果は通常、復命書の形で報告され、のち台湾総督府発行の『台湾時報』

での連載を経て台湾総督官房調査課の『南支那及南洋調査』にまとめられた。『南支那及南洋調査』のシリーズとして刊行された著書のタイトルは次のとおりである。

『南支那重要港の港勢』（第六四輯、一九二二年十一月）
『香港の港勢と貿易』（第六三輯、一九二二年十二月）
『支那関税改正問題』（第一〇二輯、一九二五年十二月）
『支那関税特別会議の経過』（第一三四輯、一九二七年三月）
『支那の時局と支那貿易の消長』（第一四三輯、一九二七年十二月）
『支那の国民革命と国民政府』（第一四九輯、一九二八年五月）
『支那の国民革命と国民政府』第二編（第一五二輯、一九二八年八月）
『支那内国関税制度』其一（第一五八輯、一九二九年二月）
『支那最近の時局と貿易関係』（第一七〇輯、一九二九年五月）
『支那内国関税制度』其二（第一七六輯、一九二九年十月）
『南支那の開港場』第一編（第一八四輯、一九三〇年十月）
『南支那の開港場』第二編（第一九八輯、一九三〇年十月）
『南支那の開港場』第三編（第二〇四輯、一九三一年六月）
『支那内国関税制度』其三（第二〇八輯、一九三二年八月）
『支那内国関税制度』其一、其二、其三、其四（第二一五輯、一九三四年三月）

全一五編に上るが、うち同一表題をまとめて計算すると九件であり、対象地域は南支を中心とする中国、対象分野

は貿易（関税制度、開港場事情を含める）と時事問題の二つとなる。時事問題を扱った『支那の国民革命と国民政府』は、時節柄（蒋介石国民政府の北伐）とくに分析が求められたものであろう。そう考えると、井出の台湾における調査研究はほとんど中国、しかも貿易問題（南支に重点を置いたのは沿海に多くの開港場があったからである）に集中していたことになる。

官房調査課の調査研究が、当初において南進論をリードしていたと認められたのは「南洋研究」であって、「中国研究」ではない。しかも日中間の貿易問題には、当然ながら本国（内地）に多くの専門家がいた。それほど多くない調査員の中で、井出がこのテーマに専念できたのは、井出ばかりでなく彼を支持する総督府上層部に「通商上の優位」を目指した桂―児玉方針が受け継がれていたからだと推測される。

3、熱帯産業調査会

熱帯産業調査会の設置は、前述のとおり、南進基地としての台湾が、日本の南進政策に巻き込まれることになる画期的な出来事だったが、台湾総督府当局は、これを南進基地としての存在感を示す機会と見て積極的に関与した。井出もまた、同会幹事として参画し、同会の決定により発足した台湾拓殖会社の事業を「南進基地台湾」のための工作として評価しているところから、そのように考えていたと思われる。

井出は「台湾熱帯産業の現状[39]」の中で、熱帯産業調査会の創設と目的を紹介し、「現在本島の開拓事業に邁進、南支南洋方面の調査を計画して居る」と伝え、昭和十三（一九三八）年十二月二十五日、台湾総督府を退官した後も熱帯産業調査会嘱託として台湾に留まった。井出が熱帯産業調査会の報告書としてまとめた文献には、『海南島誌』（翻訳、昭和十一年）と『南支那の資源と経済』（昭和十三年）がある。

熱帯産業調査会に関わっていたこの時期に、井出は、台湾総督府史料編纂会の企図を引き継ぐ形で『台湾治積志』（台湾日日新報社、一九三七年二月）を刊行している。台湾領有後、最初に出された「準官制の施政史」[40]である。それが、「南進基地台湾」の変容に抗議したものか、或は退官後の回顧として記録を残そうと思い立ったのか、真相は分からないが、井出は、熱帯産業調査会と同会により設置された台湾拓殖会社への期待を抱きつつ、昭和十三（一九三八）年十二月、台湾を去り東亜経済調査局事務嘱託に転ずるのである。その後の井出の調査研究は、華僑問題にシフトする。

4、華僑研究

井出の華僑研究への転身を、前述のとおり金子は「時局便乗型」と捉えた。確かに、日本政府はこの時期、支那事変以降、全面対決の局面となった蒋介石政権を国外から支援している華僑の存在に憂慮していた。昭和十三（一九三八）年六月十三日には内閣が「対華僑宣伝方針」を決定している。東南アジア華僑の蒋政権支援を阻止し、同時に日本の勢力拡大に動揺を来している華僑へ宣伝工作を行うことによって彼らの支持を得ることが課題となっている。井出が台湾を去る二か月前の十月二十一日には、日本は広東を攻略、占領し、十一月三日には近衛内閣が「東亜新秩序」を打ち出している。

中国貿易の調査研究からすでに華僑に着目し、華僑研究に相当の自負を持っていたであろう井出が、新たな活躍の場を得ようとしたことは大いにあり得ることであるが、台湾総督府はすでに外事部（官房調査課の後身）ばかりでなく、台湾総督府臨時情報部、台湾南方協会、台湾拓殖株式会社等の諸機関に委託して華僑研究を進めており、華僑研究へのシフトは、井出個人の問題ではなかった。実際、井出は台湾を去る前に華僑問題に特化した「福建民族と南洋

華僑」(『南洋』第二十四巻第五号)を発表している。何より前述のとおりすでに主流でなくなった桂―児玉方針にこだわり、当局から見れば余計なものまで掘り下げようとした井出に「時局便所型」の評は相応しくない。そう評した当の金子が、井出の『南洋の華僑』(昭和十七年)に表れたその華僑政策への提案を「投資奨励・金融機関整備・航路網拡張等、常識的議論にすぎず[41]」としたことが、かえってその根拠になる。井出は新機軸を発明するような時流に敏感な人物ではない。支那内地関税の研究からも分かるとおり、彼はあくまで正統なステップ――忍耐強い、漸進的長期的な方策――にこだわった。昭和十年前後からの南支南洋をめぐる「政治と戦争の季節」にあって、それは迂遠なものであった。

井出がその後、華僑研究のオーソリティと見なされたのは、日本の華僑研究が地に足の着いたものでなかったに比して、井出には、台湾総督府官房調査課の膨大な関係資料に接することができたこと、現地調査の経験があること、また華僑をあくまで経済活動の主体と見る視点が一貫していたこと(そのために華僑の政治的な動きをとらえそこなった点もある)、本来は福建、広東の華僑であった台湾人を理解していたこと等々の条件が備わっていたからであろう。

井出の絶筆と思われる『拓殖大学論集』第四号(一九五二年十二月)掲載の論文が「南洋に於ける華僑の歴史的背景」であったことは、井出が「時局便乗型」でなかったことの更なる根拠になる。終戦直後、華僑研究はすでにその必要を認められておらず、その余裕もなかった。同論文の内容はほとんど既出のものであるが、華僑の存在をあらためて世に問う井出の意志が感じられる。結論的な一節を次に掲げる。

華僑としては移住地の植民地政府の施政に対しても、また本国の政治的背景に対しても、無関心であったが、経済的には本国郷土に対しては血縁地縁の関係が緊密であり、本国とは貿易または職業上の連絡が強固であると

同時に、移住地にあって均しく本国同様に共同互助の精神をもって自治関係を結成し活躍し今日の素地を作ったのである。[42]

井出は同著の中で、西洋諸国の植民地拡張と同時期に漢民族が打ち立てた植民地政権、或いは漢民族と西洋人との交際について論じている。そこには、いわゆる西洋列強のアジア植民地のような加害者と被害者、征服者と被征服者の明確な線引きはなく、ごく通常の通商上の関係から「植民地」は生まれる。日本の植民地台湾もまたそのような通商上の関係から維持、発展されるべきであったと、井出はそう言っているように、筆者には思われる。井出の華僑研究もやはり桂―児玉方針の延長線上にあったのである。

六、戦後の井出――結びにかえて

井出は戦後、拓殖大学にあって、じゅうぶん発表の機会を持っていたにも関わらず、論文一編と著書2冊しか出していない。『三民主義と中国の革命』（六興出版部、一九四七年十月）、『講和会議と台湾の帰趨』（雨田居、昭和二十五年十一月）と「南洋に於ける華僑の歴史的背景」（前出）である。晩年の井出が、どうしても書き残しておきたかったテーマだと考えていいだろう。「南洋に於ける華僑の歴史的背景」については前述した。ここではあとの二つについて述べ、本論の結びとしたい。

中国大陸が「政治と戦争」一色になり、国共内戦が戦われている時に、辛亥革命の旧事にさかのぼって、三民主義と中国の革命を論ずることに時代的要請があったとは思えない。敗戦国日本はもはや蚊帳の外であった。しかし中国

問題を観察しつづけてきた井出にとっては、むしろこの時に回顧、総括、評価すべきテーマだと思えたのだろう。その結論が現実とはかけ離れた迂遠なものであったとしても、それは彼なりの責任と感じられたのである。

井出がめずらしく明確な主張を書き連ねた『講和会議と台湾の帰趨』は、なおさらに時代の要請ではなかった。井出はこの中で、やがて始まる講和会議に日本政府が台湾の米国による委任統治や日本人行政官の派遣等を提案するよう主張している。金子が「奇妙な時代錯誤的議論」と一蹴するのも無理はない。しかし、考えてみれば自身が二十年あまり生活した台湾が戦後どのような道をたどるのか、関心を持つのは当然の情である。井出は同著において二二八事件の惨劇や台湾独立運動を詳しく紹介した。日本人にとっても痛みでなかったはずがない。それを乗り越えて台湾がどのように平和繁栄の道に向かうのかをよくよく思考した結果が同著であった。五十年間統治した台湾を一夜にして忘れ去るよりは、情において真っ当な反応である。しかし前述した井出の学問的姿勢から考えて、これを「情」とばかり断定するのは間違いであろう。

井出は、同著の中で、台湾における日本の業績をあらためて詳しく紹介した。井出の編著になる『台湾治積志』（台湾日日新報社、一九三七年二月）の要約のようなものである。井出はこの中で日本の業績を高く評価しているが、日本の台湾統治を賛美しようとしたわけではない。もちろん、二十年を台湾で過ごし、官吏としてその統治の一端に預かった者として、また若干は懐旧の情を持つものとして、それを全き客観的評価だとは言えないだろうが、ともかく彼は、日本近代史の重要な業績の一つとして、それを総括しようと思ったに違いない。それは台湾統治の盛衰と統治後の台湾に責任を持つものとして当然の思考であった。戦争の失敗と植民地統治の功罪は本来、別の次元で評価すべきものである。井出は日本の台湾統治五十年を簡潔に次のように総括する。

台湾統治のわが国の方針は、内台一如に存したが、日露戦争以降明治末年から大正、昭和にかけて日本国勢の進展につれ、その間一時的デモクラシー思潮の起伏もあったが、帝国主義的国家の思想統制上から中央の政治工作に順応して、自由主義思想とその運動に対して弾圧取締を強化し、皇民化の功を急ぎ、とかく民族性を異にする台湾島民の旧慣を打破し、生活信仰等までを犠牲に供したことは統治上の一失策であったことは否めないのである。(43)

井出は、桂太郎、児玉源太郎以来の台湾統治の方針に共鳴し、その南進論のいわば忠実な祖述者であった。彼は台湾人の皇民化（同化）に反対したわけではない。台湾人をあくまで「異民族」と認識した上で、その旧慣と生活習慣を尊重しながら、台湾人を日本の手で近代化し、自立させることが日本の国益であり、植民地の価値であると井出は考えたのである。それは取りも直さず台湾統治の正統なプロセス（桂―児玉方針）であると、井出は言いたかったのである。

《註》

（1）金子文夫「井出季和太と日本の南進政策」『台湾近現代史研究』第三号、一九八一年、六八頁
（2）同上。金子は「植民政策の研究者というよりも、中国および南方の経済事情の調査マン的性格が強い」（六八頁）と述べ、その独創性に疑問を呈している。
（3）井出季和太「南進基地としての台湾の認識」『東洋』第四四年第三号
（4）井出季和太「台湾の近況」『東洋』第四五年第九号
（5）井出季和太『講和会議と台湾の帰趨』雨田居、昭和二十五年十一月
（6）前掲金子「井出季和太と日本の南進政策」（七八頁）で、金子は井出の華僑研究への転身を「時局便乗型」と評している。
（7）徳冨猪一郎編「台湾占領の意見書」（明治二十七年、民友社「台湾遊記」昭和四年）一八二・一八三頁等

(8)『桂太郎自伝』平凡社、東洋文庫五六三、一九九三年四月、一四〇頁
(9)桂太郎が初代校長を務めた台湾協会学校（一九〇〇年創立。現拓殖大学）の学校規則第一条には「本校ハ台湾及南清地方ニ於テ公私ノ業務ニ従事スルニ必要ナル学術ヲ授クルヲ以テ目的トス」とある。台湾の開発に従事する人材の養成を掲げた同校は、卒業生の赴任先として当初から「南清」即ち対岸福建省・広東省を視野に入れていた。
(10)前掲井出『講和会議と台湾の帰趨』一三五頁
(11)前掲徳富猪一郎編「台湾占領の意見書」
(12)「南支」の指す地域には諸説ある。中国を北支・南支で分ける場合は長江以南の九省、北支・中支・南支で分ける場合は雲南、貴州、浙江を加えた6省となるが、台湾との歴史的な経済関係から、井出は主に福建、広東、広西省の3省を南支としている。
(13)井出は前掲「台湾の近況」(『東洋』第四五年第九号）の末尾（一四九頁）に、台湾総督府が昭和十八年十二月から「台湾より南方に進出する農業会社の下級農業技術員たるべき本島人に対し熱地農業技術」の鍛錬と南方圏農業事情の学習、および「南方雄飛の精神涵養」を施すとする事業計画の概要を、おそらく時節柄実現の望みのないことを知りつつ特記している。
(14)「土人」は、ここでは漢族系台湾住民を指す。差別的意味合いはない。歴史的表現としてそのまま引用した。
(15)井出季和太「民族の動静より見た台湾と南支那」『東洋』第三八年第九号、一九三五年九月、一〇三頁
(16)同上一〇四頁
(17)同上一〇五頁
(18)前掲井出「台湾の近況」(『東洋』第四五年第九号）一四一頁
(19)後藤乾一『近代日本と東南アジア――南進の「衝撃」と「遺産」』二〇一〇年十二月十日、岩波書店、八一頁
(20)矢野暢『南進論の系譜』千倉書房、二〇〇五年五月三十日第一刷発行、五二頁
(21)同上一一三頁
(22)原覚天『アジア研究成立史論』勁草書房、一九八四年、四四頁
(23)前掲矢野『南進論の系譜』一〇九頁
(24)前掲原『アジア研究成立史論』四三頁

(25) 前掲後藤『近代日本と東南アジア――南進の「衝撃」と「遺産」』八五頁
(26) 同上八六頁
(27) 「国策ノ基準」には「南方海洋殊ニ外南洋方面ニ対シ我民族的経済的発展ヲ策シ努メテ他国ニ対スル刺戟ヲ避ケツツ漸進的和平的手段ニヨリ我勢力ノ進出ヲ計リ以テ満州国ノ完成ト相俟ツテ国力ノ充実強化ヲ期ス」とある。
(28) 前掲矢野『南進論の系譜』一〇七・一〇八頁
(29) 前掲後藤『近代日本と東南アジア――南進の「衝撃」と「遺産」』二三・二四頁
(30) 同上九二頁
(31) 前掲井出「南進基地としての台湾の認識」『東洋』第四四年第三号、一九四一年三月、六四頁
(32) 前掲後藤『近代日本と東南アジア――南進の「衝撃」と「遺産」』九九頁
(33) 詳しくは、冨田哲「日本統治初期の台湾税関――月刊誌『台関』」『研究資料』参照
(34) 「支那関税制度の由来」台湾総督府官房調査課、昭和九年三月、七六頁
(35) 前掲矢野『南進論の系譜』
(36) 前掲原『アジア研究成立史論』四七頁
(37) 同上五二頁
(38) 同上四四・四五頁
(39) 『東洋』第四〇年第五号、一九三七年五月、一〇五頁
(40) 復刻版『台湾治績史』(南方資料叢書9、青史社、一九八八) 呉密査「解題」
(41) 前掲金子「井出季和太と日本の南進政策」七二頁
(42) 井出季和太「南洋に於ける華僑の歴史的背景」『拓殖大学論集』第四号、一九五二年十二月、三七頁
(43) 前掲井出『講和会議と台湾の帰趨』五三頁

(原稿受付　二〇一八年十一月六日)